

令和4年度山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金（第2弾）
給付申請書兼実績報告書【売上要件・新規創業者用】

山形県知事 殿

令和 4 年 月 日

申請事業者

こちらの様式は、法人の場合は設立日が、個人事業主の場合は開業日が、令和3年9月2日～令和4年8月1日までの事業者で、かつ「売上要件」に該当する事業者が対象です。記入にあたっては、記入例と申請の手引き（新規創業者用）を確認しながら、正しく記入してください。

法人の所在地又は
個人事業主の住所
フリガナ
法人名又は
個人事業主の屋号
フリガナ
代表者職氏名

Application form grid for applicant details, including address, name, and representative name.

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

1 申請金額（該当する金額の欄（どれか一つ）に「○」を記入してください。）

Table with 4 columns for application amounts: ① 法人 (3以外) 100,000円, ② 個人事業主 (4以外) 50,000円, ③ 法人 (大雨被災事業者) 200,000円, ④ 個人事業主 (大雨被災事業者) 100,000円.

2 事業者概要

Main business information table with columns for business type, number, name, contact info, and bank account details.

3 要件確認（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）

Requirement confirmation table with 7 items and a confirmation column. Includes a note about sales requirements and a box: 2 ページ目の表に売上を記入し、(7)の要件を満たすことを確認してください。

・次の表に売上げを記入し、③対象月比が70%以下であることを確認してください。

① 対象月とその売上げ (令和3年10月～令和4年8月までの いずれか一月)	② 令和4年7月・8月・9月のうち ①の月と比較して、売上げが 30%以上減少した月とその売上げ	③ 対象月比 (②÷①×100)
対象月(※1) 令和 年 月	売上げが30%以上減少した月(※2) 令和 4 年 月	
対象月の売上げ 円	上記の月の売上げ 円	(※3) %

- (※1) 令和3年10月～令和4年8月までのいずれかの月で、その翌月以降の令和4年7月・8月・9月のいずれか一月と比較して、売上が30%以上多かった月を記入してください。
 (※2) 売上が対象月(※1)と比較して30%以上減少した月(令和4年7月・8月・9月のいずれか一月(対象月の翌月以降))を記入してください。
 (※3) 対象月比は、小数点以下を切り上げてください。

4 添付書類(※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。)

(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し

※会社設立の年月日又は開業日が、令和3年9月2日～令和4年8月1日までのものに限る。

(2) 対象月(令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月)の売上げが分かる書類

・売上台帳、月次残高試算表など
 ※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(3) 令和4年7月、8月又は9月の売上げが分かる書類(売上が0の場合も必要)

・売上台帳、月次残高試算表など
 ※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(4) 振込先口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)

※表紙を開いて見開き2ページ分(金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義(カタカナ)の全てが記載されたページ)

(5) 【大雨被災事業者の場合】県内市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書の写し(住宅ではなく、事業用の施設・設備への被害に限る。)

確認欄
(○を記入)

(5)は該当する場合のみ↑

5 誓約(※以下の事項に誓約いただけない場合、給付金を受けることができません。)

(1) 本申請書に記入した内容及び添付書類に偽りないことを誓約します。

確認欄
(○を記入)

6 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
 (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月規則第59号)に違反する行為があったとき

7 日本標準産業分類(中分類)

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	25	はん用機械器具製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)	73	広告業
2	林業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
3	漁業(水産養殖業を除く)	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業	75	宿泊業
4	水産養殖業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食料品卸売業	76	飲食店
5	鉱業、採石業、砂利採取業	29	電気機械器具製造業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
6	総合工事業	30	情報通信機械器具製造業	54	機械器具卸売業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	31	輸送用機械器具製造業	55	その他の卸売業	79	その他の生活関連サービス業
8	設備工事業	32	その他の製造業	56	各種商品小売業	80	娯楽業
9	食料品製造業	33	電気業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	81	学校教育
10	飲料・たばこ・飼料製造業	34	ガス業	58	飲食料品小売業	82	その他の教育、学習支援業
11	繊維工業	35	熱供給業	59	機械器具小売業	83	医療業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	36	水道業	60	その他の小売業	84	保健衛生
13	家具・装備品製造業	37	通信業	61	無店舗小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	38	放送業	62	銀行業	86	郵便局
15	印刷・同関連業	39	情報サービス業	63	協同組織金融業	87	協同組合(他に分類されないもの)
16	化学工業	40	インターネット附随サービス業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	88	廃棄物処理業
17	石油製品・石炭製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	65	金融商品取引業、商品先物取引業	89	自動車整備業
18	プラスチック製品製造業	42	鉄道業	66	補助的金融業等	90	機械等修理業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業	43	道路旅客運送業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	91	職業紹介・労働者派遣業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	44	道路貨物運送業	68	不動産取引業	92	その他の事業サービス業
21	窯業・土石製品製造業	45	水運業	69	不動産賃貸業・管理業	93	経済・文化団体
22	鉄鋼業	46	航空運輸業	70	物品賃貸業	94	宗教
23	非鉄金属製造業	47	倉庫業	71	学術・開発研究機関	95	その他のサービス業
24	金属製品製造業	48	運輸に附帯するサービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)		